

扶桑町最低制限価格事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、扶桑町が発注する建設工事の入札において、扶桑町契約規則(昭和59年扶桑町規則第17号)第16条第1項の規定により、最低制限価格を設定することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる建設工事)

第2条 競争入札(総合評価落札方式による入札を除く)に付する工事について最低制限価格を設定するものとする。ただし、最低制限価格を設定することが適当でないと認められる場合は、これを設定しないことができる。

(最低制限価格の算定)

第3条 最低制限価格は、次の各号に掲げる工事の種別に応じ、当該各号に定める額の合計額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

(1) 土木工事(次号に掲げるものを除く。)

- ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2) 土木工事のうち機械設備工事、電気通信工事及び下水道用機械・電気設備工事

- ア 機器単体費の額に10分の9.2を乗じて得た額
- イ 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ウ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- オ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

(3) 公共建築工事積算基準に基づき積算する工事等（次号に掲げるものを除く。）

ア 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

(4) 公共建築工事積算基準に基づき積算する工事等のうち、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事等

ア 直接工事費の額に10分の8を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 直接工事費の額に10分の2を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項に定める算出方法によりがたいとき又は町長が必要と認めるときは、予定価格に乘じる割合を10分の9.2から10分の7.5までの範囲内で別に定めることができる

（入札参加者への周知）

第4条 最低制限価格を設定したときは、一般競争入札については入札公告に、指名競争入札については指名競争入札通知書に最低制限価格を設定している旨を記載し、事前に入札参加者へ周知するものとする。

（落札者の決定）

第5条 最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（委任）

第6条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格の設定に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。